

**令和8年第2回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表**

資料一覧表

(令和8年6月12日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
報告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	5
報告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	27
議案	18	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	31
議案	19	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	33
議案	21	泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	35
議案	22	報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	37
議案	23	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案	24	泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案	25	泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案	26	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案	27	泉南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	61

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議案	28	泉南市立学校給食センター設置条例の廃止について	63

泉南市市税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(納税証明事項)</p> <p>第7条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は、二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第37条、第37条の2、若しくは第37条の5(第42条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第38条の4第1項(第38条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第39条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第42条の7、第56条、<u>第72条の6第1項</u>、第74条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項又は第119条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第72条の6第1項の申告書</u>、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第72条の6第1項の申告書</u>、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第7条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は、二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第9条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第37条、第37条の2、若しくは第37条の5(第42条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第38条の4第1項(第38条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第39条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第42条の7、第56条、第74条第2項、第90条第1項若しくは第2項、第94条第2項又は第119条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日</p>

改正前	改正後
<p>した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準) 第16条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第23条の3において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略)</p>	<p>の翌日から1月を経過する日までの期間 (4)～(6) (略)</p> <p>(所得割の課税標準) 第16条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第23条の3において「特定配当等」という。) <u>(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略)</p>
<p>(軽自動車税の納税義務者等) 第71条 <u>軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</u> 2 <u>前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u> 3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。</u></p>	<p>(軽自動車税の納税義務者等) 第71条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u></p>
<p>(軽自動車税のみなす課税) 第72条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、<u>新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」</p>	<p>(軽自動車税のみなす課税) 第72条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、<u>新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><u>第72条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第72条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p> <p><u>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p><u>(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第72条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第72条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の</u></p>	

改正前	改正後
<p><u>4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u></p> <p><u>第72条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>（環境性能割の減免）</u></p> <p><u>第72条の8 市長は、公益のため直接専用する3 輪以上の軽自動車又は第82条第1 項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p><u>（種別割の税率）</u></p> <p>第73条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1 台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>（種別割の賦課期日及び納期）</u></p> <p>第74条 <u>種別割</u>の賦課期日は4 月1 日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5 月18日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>（種別割の徴収方法）</u></p>	<p><u>（軽自動車税の税率）</u></p> <p>第73条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1 台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>（軽自動車税の賦課期日及び納期）</u></p> <p>第74条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は4 月1 日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5 月18日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>（軽自動車税の徴収方法）</u></p>

改正前	改正後
<p>第76条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 第83条第6項及び第2項後段の規定により、原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る<u>種別割</u>の納税義務が消滅した場合において、当該原動機付自転車及び小型特殊自動車にかかる<u>種別割</u>について未納税額があるときは、その届出と同時に徴収する。</p> <p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第79条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33条の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33条の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p>	<p>第76条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 第83条第6項及び第2項後段の規定により、原動機付自転車及び小型特殊自動車に係る<u>軽自動車税</u>の納税義務が消滅した場合において、当該原動機付自転車及び小型特殊自動車にかかる<u>軽自動車税</u>について未納税額があるときは、その届出と同時に徴収する。</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第79条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第34号様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p>

改正前	改正後
<p>第81条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してその旨を市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>第81条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>2 前項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してその旨を市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p>	<p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p>
<p>第82条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第82条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

改正前	改正後
<p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第72条の2又は第71条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第72条の2又は第71条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第6条の2の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第72条の2又は第71条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第72条の2又は第71条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p>

改正前	改正後
<p><u>り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第19条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第23条の2及び第23条の3第1項の規定の適用については、第23条の2中「前条」とあるのは「前条並びに附則第6条の2の3第1項」と、同項中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の2の3第1項」とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>第6条の2の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第23条の2及び第23条の3第1項の規定の適用については、第23条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の2の3の2第1項」と、第23条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の2の3の2第1項」とする。</u></p>	<p><u>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</u></p> <p><u>第6条の2の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第23条の2及び第23条の3第1項の規定の適用については、第23条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の2の3第1項」と、第23条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の2の3第1項」とする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条の3 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第16条から第19条まで、第22条から第23条の2まで、附則第6条第1項、附則第6条の2の3第1項、<u>附則第6条の2の3の2第1項</u>及び附則第6条の2の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の4の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第14項</u>に規定する市の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第14項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第21項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第22項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第22項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第22項第3号</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条の3 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第26条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第16条から第19条まで、第22条から第23条の2まで、附則第6条第1項、附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の4の規定にかかわらず、<u>法附則第6条第5項各号</u>に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の4の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法附則第15条第13項</u>に規定する市の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第13項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第20項</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第21項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第21項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第21項第3号</u>に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p>

改正前	改正後
8 法附則第15条第23項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第22項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
9 法附則第15条第23項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第22項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	11 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。	14 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。
15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	16 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	17 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
18 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	
19 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	
20 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	
21 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	18 法附則第15条第27項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
22 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	19 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分1とする。	20 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
24 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。	21 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。
25 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	22 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
26 (略)	23 (略)

改正前	改正後
<p>27 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止</p>	<p>24 (略)</p> <p>25 <u>法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止</p>

改正前	改正後
<p>改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に</p>	<p>改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>13・14 (略)</p> <p>15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類を添付して市長に提出しなけ</p>

改正前	改正後
<p>関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、<u>附則第6条第1項、附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、<u>附則第6条第1項、附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第9条の2の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、<u>附則第6条第1項、附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>の規定の適用について</p>	<p>なければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条</u>例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第9条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、<u>附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、<u>附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第9条の2の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、<u>附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」と</p>

改正前	改正後
<p>ては、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第6条第1項、<u>附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第9条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第6条第1項、<u>附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第6条第1項、<u>附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第9条の4 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした</p>	<p>あるのは「所得割の額及び附則第9条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び<u>附則第6条の2の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第9条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び<u>附則第6条の2の3第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び<u>附則第6条の2の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第9条の4 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした</p>

改正前	改正後
<p>場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第9条の6 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第6条第1項、<u>附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第6条第1項、<u>附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第9条の6 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び<u>附則第6条の2の3第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び<u>附則第6条の2の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第9条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

改正前	改正後
<p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</u></p> <p><u>第9条の7 市長は、当分の間、第72条の2の規定にかかわらず、府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第9条の7の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>3 府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則9条の7の4の規定により読み替えられた第72条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した</u></p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>第9条の7 削除</u></p>

改正前	改正後									
<p><u>金額とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u> 第9条の7の3 市長は、当分の間、第72条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、<u>軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u> 第9条の7の4 第72条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u> 第9条の7の5 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u> 第9条の7の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>										
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 970 443 1038">第1号</td> <td data-bbox="443 970 775 1038">100分の1</td> <td data-bbox="775 970 1104 1038">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1038 443 1107">第2号</td> <td data-bbox="443 1038 775 1107">100分の2</td> <td data-bbox="775 1038 1104 1107">100分の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1107 443 1176">第3号</td> <td data-bbox="443 1107 775 1176">100分の3</td> <td data-bbox="775 1107 1104 1176">100分の2</td> </tr> </tbody> </table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								
<p>2 <u>自家用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p>										
<p><u>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</u> 第9条の8 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の<u>法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項まで</u></p>	<p><u>(軽自動車税の税率の特例)</u> 第9条の8 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次</u></p>									

改正前	改正後
<p>において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
(略)	(略)
<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</p>
<p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</p>	
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第9条の8の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自</p>	<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例) 第9条の8の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前</p>

改正前	改正後
<p>動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第74条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第79条及び第80条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第74条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第79条及び第80条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第6条第1項、<u>附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第6条第1項、<u>附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>（3）～（5）（略）</p>	<p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び<u>附則第6条の2の3第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び<u>附則第6条の2の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>（3）～（5）（略）</p>

改正前	改正後
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第6条第1項、<u>附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、<u>附則第6条第1項、附則第6条の2の3第1項及び附則第6条の2の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項並びに<u>附則第6条第1項、第6条の2の3第1項及び第6条の2の3の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項並びに<u>附則第6条第1項、第6条の2の3第1項及び第6条の2の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び<u>附則第6条の2の3第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、<u>附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第11条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項並びに<u>附則第6条第1項及び第6条の2の3第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項並びに<u>附則第6条第1項及び第6条の2の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第11条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項、<u>第6条の2の3第1項及び第6条の2の3の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項、<u>第6条の2の3第1項及び第6条の2の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第11条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項、<u>第6条の2の3第1項及び第6条の2の3の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項、<u>第6条の2の3第1項及び第6条の2の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項、<u>第6条の2の3第1項及び第6条の2の3の2第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第3</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項<u>及び第6条の2の3第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項<u>及び第6条の2の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第11条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項<u>及び第6条の2の3第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項<u>及び第6条の2の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項<u>及び第6条の2の3第1項</u>の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第11条の3第3項後段の規定による市民税の所</p>

改正前	改正後
<p>項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項、<u>第6条の2の3第1項及び第6条の2の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第11条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第11条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項並びに附則第6条第1項<u>及び第6条の2の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第11条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額</u>」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第11条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年泉南市条例第12号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る泉南市市税賦課徴収条例第73条及び附則第9条の7の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>	<p>附 則</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る泉南市市税賦課徴収条例第73条及び附則第9条の7の6の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略) (法附則第15条第14項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は2分の1)とする。 (法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第41項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演奏場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (法附則第15条第13項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第13項に規定する市の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第13項に規定する市の条例で定める割合は2分の1)とする。 (法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。 (法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>7 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に規定する特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第3項の条</p>

改正前	改正後
<p>(4)～(6) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> <u>附則第7項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第7項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」</p>	<p><u>例</u>で定める特定建築物を含む。)のいずれに該当するかを別</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> <u>附則第8項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p><u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。</p> <p><u>12</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第8項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」</p>

改正前	改正後
<p>という。)とする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>12</u> (略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略) (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>16</u> (略)</p> <p><u>17</u> <u>附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u></u></u></u></p> <p><u>18</u> <u>法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第33項、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)</p> <p><u>19</u> (略)</p>	<p>という。)とする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>13</u> (略) (市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>14</u> (略)</p> <p><u>15</u> (略)</p> <p><u>16</u> (略) (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p><u>17</u> (略)</p> <p><u>18</u> <u>附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></u></u></u></u></u></u></p> <p><u>19</u> <u>法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項、第32項、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> (用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置)</p> <p><u>20</u> (略)</p>

議案第18号補助資料 大阪府後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>交付金</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>交付金</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第19号補助資料 大阪広域水道企業団規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </div>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>岸和田市、<u>泉大津市</u>、八尾市、富田林市、<u>箕面市</u>、柏原市、<u>門真市</u>、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </div>

議案第21号補助資料 泉南市事務分掌条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する各部における事務分掌は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 総務部 ア～エ (略)</p> <p><u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略) <u>ク</u> (略) <u>ケ</u> (略) (3)～(6) (略)</p>	<p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する各部における事務分掌は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 総務部 ア～エ (略) <u>オ</u> <u>公共施設の再編に関すること。</u> <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略) <u>ク</u> (略) <u>ケ</u> (略) <u>コ</u> (略) (3)～(6) (略)</p>

議案第 2 2 号補助資料 報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第 1 条関係）		別表（第 1 条関係）	
(略)		(略)	
農業委員会会長	年額 <u>225,000円</u>	農業委員会会長	年額 <u>300,000円</u>
農業委員会委員	年額 <u>120,000円</u>	農業委員会会長職務代理者	年額 <u>225,000円</u>
農地利用最適化推進委員	年額 <u>120,000円</u>	農業委員会委員	年額 <u>180,000円</u>
(略)		農地利用最適化推進委員	年額 <u>180,000円</u>
農業委員会委員補助員	年額 <u>22,000円</u>	(略)	
(略)		農業委員会委員補助員	日額 <u>7,500円</u>
		(略)	

議案第23号補助資料 特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(給料月額の特例)</u></p> <p>2 <u>別表の規定の適用については、令和7年7月1日から令和8年5月21日までの間においては、別表中「720,000円」とあるのは「655,200円」と、「650,000円」とあるのは「617,500円」とする。ただし、退職手当の額を算出する場合においては、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>別表の規定の適用については、令和4年8月1日から令和8年5月21日までの間においては、別表中「850,000円」とあるのは「680,000円」とする。ただし、退職手当の額を算出する場合においては、この限りではない。</u></p> <p>(期末手当の特例)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(給料月額の特例)</u></p> <p>2 <u>別表の規定の適用については、令和8年7月1日から令和12年5月21日までの間においては、別表中「850,000円」とあるのは「680,000円」と、「720,000円」とあるのは「655,200円」と、「650,000円」とあるのは「617,500円」とする。ただし、期末手当及び退職手当の額を算出する場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(期末手当の特例)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>

議案第24号補助資料 泉南市職員旅費条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第2章 <u>鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃</u> (第7条—第12条)</p> <p>第3章 <u>日当及び宿泊料</u> (第13条—第15条)</p> <p>第4章 <u>移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u> (第16条—第18条)</p> <p>第5章 <u>解職及び退職者の旅費</u> (第19条—第23条)</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この市の職員が公務のため旅行するときは、条例の定めるところにより<u>別表第1及び別表第2に掲げる旅費を支給する。</u></p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 <u>前条の職員とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)及び特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年泉南市条例第37号)の適用を受けるものをいう。</u></p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第3条 旅費は、<u>鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>として順路によりこれを支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、順路により難い場合においてはその現に</p>	<p>目次</p> <p>第2章 <u>交通費</u> (第7条—第12条)</p> <p>第3章 <u>宿泊費等</u> (第13条—第14条)</p> <p>第4章 <u>転居費等</u> (第15条—第17条)</p> <p>第5章 <u>雑則</u> (第18条—第23条)</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この市の職員が公務のため旅行するときは、条例の定めるところにより<u>旅費を支給する。</u></p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>職員 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)及び特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年泉南市条例第37号)の適用を受ける者をいう。</u></p> <p>(2) <u>出張 職員が公務のため一時その勤務地(常時勤務する勤務地のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することをいう。</u></p> <p>(3) <u>家族 職員の配偶者(届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。</u></p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第3条 旅費は、<u>鉄道賃、航空賃、船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費</u>として順路によりこれを支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、順路により</p>

改正前	改正後
<p>通過した経路による。</p> <p>第2章 <u>鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃</u></p> <p>(鉄道、航空、水路、陸路旅行)</p> <p>第7条 鉄道旅行には鉄道賃、航空旅行には航空賃、水路旅行には船賃、陸路旅行には車賃を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p>第8条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）<u>、急行料金及び座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>その乗車に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前2号に規定するもののほか、座席指定料金</u></p> <p>2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行については、特別急行料金</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による片道50キロメートル以上の旅行については、急行料金</u></p> <p>3 <u>第1項第3号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による片道100キロメートル以上の旅行について、支給する。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p>第9条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>	<p>難い場合においてはその現に通過した経路による。</p> <p>第2章 <u>交通費</u></p> <p>(鉄道、航空、水路、陸路旅行)</p> <p>第7条 鉄道旅行には鉄道賃、航空旅行には航空賃、水路旅行には船賃、陸路旅行には<u>その他の交通費</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p>第8条 鉄道賃は、<u>鉄道（軌道を含む。以下同じ。）</u>を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、<u>公務のため特に必要とするものに限る。</u>）の額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>急行料金</u></p> <p>(3) <u>寝台料金</u></p> <p>(4) <u>座席指定料金</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p>第9条 <u>航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げ</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(船賃)</u></p> <p>第10条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p><u>(車賃)</u></p> <p>第11条 車賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>	<p>る費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 座席指定料金</p> <p>(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用</p> <p><u>(船賃)</u></p> <p>第10条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 寝台料金</p> <p>(3) 座席指定料金</p> <p>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</p> <p><u>(その他の交通費)</u></p> <p>第11条 その他の交通費は、鉄道、航空機及び船舶以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</p> <p>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</p> <p>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</p> <p>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</p>

改正前	改正後
<p><u>2 車賃の額は、現に支払った旅客運賃等による。</u></p> <p>(公用車等使用のとき) 第12条 公用車等により旅行する場合には鉄道賃又は<u>車賃</u>は支給しない。</p> <p>第3章 <u>日当及び宿泊料</u></p> <p>(日当、宿泊料の計算) 第13条 <u>日当は日数に応じて別表第1に定める額を、宿泊料は夜数に応じて別表第1に定める額の範囲内で現に宿泊に要した額を支給する。</u></p> <p><u>2 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県に旅行する場合は、前項の規定にかかわらず日当を支給しない。</u></p> <p><u>3 航空旅行及び水路旅行には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、着陸又は上陸して宿泊した場合のほかは、第1項の規定にかかわらず宿泊料を支給しない。</u></p>	<p>(公用車等使用のとき) 第12条 公用車等により旅行する場合には鉄道賃又は<u>その他の交通費</u>は支給しない。</p> <p>第3章 <u>宿泊費等</u></p> <p>(宿泊費) 第13条 <u>宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜につき国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する宿泊費基準額のうち、職務の級が10級以下の者に適用される額(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p>(包括宿泊費) 第13条の2 <u>包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前章の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u></p> <p>(宿泊手当) 第13条の3 <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜あたり2,400円とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第13条及び前条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときの宿泊手当の額は、当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) <u>朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1夜</u></p>

改正前	改正後
<p>第15条 <u>旅行日数は、公務のため要した日数による。</u></p> <p>2 <u>前項の日数の計算については、公務のため出張地に滞在した日数及び途中天災その他やむを得ない理由で要した日数を除く外、鉄道旅行には400キロメートル、水路旅行には200キロメートル、陸路旅行には50キロメートルについて、1日の割合で通算した日数を超えることができない。ただし、1日未満の端数は、これを1日とする。</u></p> <p>第4章 <u>移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u></p>	<p>当たり1,600円</p> <p>(2) <u>朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 1夜当たり800円</u></p> <p>3 <u>移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、鉄道賃、航空賃、船賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、800円とする。</u></p> <p>4 <u>旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。</u></p> <p>第4章 <u>転居費等</u></p> <p>(<u>転居費</u>)</p> <p>第15条 <u>転居費は、赴任（本市以外の機関からの派遣を受け入れて採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。ただし、同一都道府県の区域内におけるものを除く。以下同じ。）に伴う転居に要する費用（第17条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次の各号に定める額とする。ただし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p> <p>(2) <u>旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(移転料)</u></p> <p>第16条 赴任（本市以外の機関からの派遣を受け入れて採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。ただし、同一都道府県の区域内におけるものを除く。以下同じ。）に伴い住所又は居所を移転する場合には、移転料として次の各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。以下同じ。）を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた別表第2に定める額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）</p> <p>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</p> <p>3 前2項の規定により移転料の額を計算する場合において、当該移転料の額に1</p>	<p><u>を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして取得した見積額を超えるときは、当該額とする（この項本文に規定する現に運送を行つた各号の規定により算定した額を合計する場合であつて、前号の規定により算定した額と合計するときは、この限りではない。）。</u></p> <p>2 前項の算定に当たつては、市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。</p> <p>3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</p> <p><u>(着後滞在費)</u></p> <p>第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p>

改正前	改正後
<p><u>円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(着後手当)</u></p> <p><u>第17条 赴任に伴い住所又は居所を移転する場合には、着後手当として別表第1に定める日当の額の5日分及び宿泊料の額の5夜分に相当する額を支給する。ただし、新勤務地に到着後直ちに自宅又は宿舎に入居する場合には、同表に定める日当の額の2日分及び宿泊料の額の2夜分に相当する額を支給する。</u></p> <p><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p><u>第18条 赴任に伴い扶養親族を移転する場合には、扶養親族移転料として次に定める額を支給する。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際扶養親族を旧勤務地から新勤務地まで伴う場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u></p> <p><u>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、航空賃、船賃及び車賃の全額並びに宿泊料の3分の2に相当する額</u></p> <p><u>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料の額の</u></p>	<p><u>(家族移転費)</u></p> <p><u>第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した第8条から第11条までの費用、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>3分の1に相当する額</u></p> <p>(2) <u>前号の規定に該当する場合を除くほか、第16条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</u></p> <p>2 <u>前項第1号アからウまでの規定により宿泊料の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>3 <u>職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。</u></p>	
<p>第5章 <u>解職及び退職者の旅費</u></p>	<p>第5章 <u>雑則</u></p>
<p><u>第19条</u> (略)</p>	<p><u>第18条</u> (略)</p>
<p>(事務引継等のために必要な旅費)</p>	<p>(事務引継等のために必要な旅費)</p>
<p><u>第20条</u> (略)</p>	<p><u>第19条</u> (略)</p>
<p>(国又は他の団体より旅費の支給を受けるとき)</p>	<p>(国又は他の団体より旅費の支給を受けるとき)</p>
<p><u>第21条</u> (略)</p>	<p><u>第20条</u> (略)</p>
	<p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第21条 鉄道賃、航空賃、船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、転居費及び家族移転費は、現に支払い、又は支払うこととなる額を超えて支給することはできない。</u></p>
<p>(外国旅費)</p> <p>第22条 職員が外国に出張した場合における旅費は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）</u>の規定に準じてその都度市長が定める。</p>	<p>(外国旅費)</p> <p>第22条 職員が外国に出張した場合における旅費は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）</u>の規定に準じてその都度市長が定める。</p>

改正前									改正後																										
別表第1 (第1条、第13条関係)																																			
<table border="1"> <tr> <td colspan="5">日当 (1日につき)</td> <td colspan="4">宿泊料 (1夜につき)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">2,000円</td> <td colspan="4">14,000円</td> </tr> </table>									日当 (1日につき)					宿泊料 (1夜につき)				2,000円					14,000円												
日当 (1日につき)					宿泊料 (1夜につき)																														
2,000円					14,000円																														
別表第2 (第1条、第16条関係)																																			
区分	鉄道 50キ ロメ ー ト ル 未 満	鉄道 50キ ロメ ー ト ル 以 上 100 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄道 100キ ロメ ー ト ル 以 上 300 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄道 300キ ロメ ー ト ル 以 上 500 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄道 500キ ロメ ー ト ル 以 上 1,000 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄道 1,000 キ ロ メ ー ト ル 以 上 1,500 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄道 1,500 キ ロ メ ー ト ル 以 上 2,000 キ ロ メ ー ト ル 未 満	鉄道 2,000 キ ロ メ ー ト ル 以 上																											
副市長・ 教育長	153,0 00円	177,0 00円	218,0 00円	269,0 00円	356,0 00円	375,0 00円	401,0 00円	465,0 00円																											
一般職給 料表7級 以上の職 務にある 者	126,0 00円	144,0 00円	178,0 00円	220,0 00円	292,0 00円	306,0 00円	328,0 00円	381,0 00円																											
一般職給 料表6級 以下4級 以上及び	107,0 00円	123,0 00円	152,0 00円	187,0 00円	248,0 00円	261,0 00円	279,0 00円	324,0 00円																											

改正前									改正後										
教育職給料表3級の職務にある者																			
一般職給料表3級以下及び教育職給料表2級以下の職務にある者	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円											
備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって、鉄道1キロメートルとみなす。																			

議案第25号補助資料 泉南市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>(葬祭補償)</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

議案第26号補助資料 泉南州市税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告) 第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第12条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>	<p>(寄附金税額控除) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告) 第26条 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号並びに第27条の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第12条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p>

改正前	改正後
<p>2～10 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第42条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義</p>	<p>2～10 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第42条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)</u>は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年</p>

改正前	改正後
<p>務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第42条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p>	<p>金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>(2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第42条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u></p> <p>(3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を</u></p>

改正前	改正後
<p>(4) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p><u>2</u> 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第52条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して</p>	<p><u>有する者</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) <u>公的年金等支払者の名称</u></p> <p>(2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u></p> <p>(3) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p>(5) <u>その他施行規則で定める事項</u></p> <p><u>3</u> 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第52条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して</p>

改正前	改正後
<p>課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、<u>家屋にあつては20万円</u>、償却資産にあつては<u>150万円</u>に満たない場合においては、固定資産税は課さない。</p>	<p>課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は<u>家屋</u>にあつては30万円、償却資産にあつては<u>180万円</u>に満たない場合においては、固定資産税は課さない。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第5条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第5条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>
<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第6条の2の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第6条の2の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第6条の2の4 第23条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第9条の2の2第1項、附則第9条の3第1項、附則第9条の6第1項、附則第10条第1項、附則第10条の2第1項又は附則第11条第1項の規定の適用を受けるときは、第23条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にか</p>	<p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第6条の2の4 第23条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第9条の2の2第1項、附則第9条の3第1項、附則第9条の6第1項、附則第10条第1項、附則第10条の2第1項、<u>附則第10条の3第1項又は附則第11条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第23条第2項に規定する特例控</p>

改正前	改正後
<p>かわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第2項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第9条の4（略）</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が<u>確定優良住宅地等予定地のための譲渡</u>（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は<u>確定優良住宅地等予定地のための譲渡</u>ではなかつたものとみなす。</p> <p>3（略）</p>	<p>除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第9条の4（略）</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が<u>確定優良住宅地等予定地のための譲渡</u>（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は<u>確定優良住宅地等予定地のための譲渡</u>ではなかつたものとみなす。</p> <p>3（略）</p> <p>4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p>
<p>第9条の10 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付が<u>あった</u>場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場</p>	<p>第9条の10 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付が<u>あった</u>場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場</p>

改正前	改正後
<p>合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>合を除く。)には、法附則第7条の2第4項<u>(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、第23条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p><u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第10条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第16条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)</u>に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第10条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の2の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第10条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第10条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>等の金額」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第10条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>

議案第27号補助資料 泉南市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

議案第28号補助資料 泉南市立学校給食センター設置条例を廃止する条例新旧対照表

報酬及び費用弁償条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
(略)		(略)	
学校施設検討委員会委員	日額 7,500円	学校施設検討委員会委員	日額 7,500円
学校給食センター運営委員会委員	日額 7,500円	市民体育館等指定候補者選定委員会委員	日額 7,500円
市民体育館等指定候補者選定委員会委員	日額 7,500円	(略)	
(略)			

